

| 事務局区分 | 細項目 | 委員意見 | 事業者見解 | 庁内関係課意見 | 事業者見解 | 答申案 |
|---------|-------|---|---|---|---|---|
| 1 全般的事項 | 全般項目 | 計画段階配慮事項として選定されなかった項目について、その理由を示してください。（今泉委員） | 計画段階配慮事項は、「道路環境影響評価の技術手法(平成25年、国土交通省)」に基づき、重大な影響を受けるおそれのある環境要素を選定しています。なお、計画段階配慮事項として選定しなかった項目については、今後の方法書以降の手續において、必要に応じて項目を選定し、適切に調査・予測及び評価を行います。 | 道路アクセス省令第5条では、配慮書P32で示されている配慮事項の選定結果のほかに、水環境（水質、地下水の水質及び水位等）や環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素（温室効果ガス等）を配慮書段階で選定することが規定されています。 なぜ、省令に規定されている項目を選定しなかったのか理由を記載してください。 また、方法書は、省令及び今後送付される知事意見に基づき項目を選定した上で、調査、予測及び評価の手法等を記載するようにしてください。（生活環境課） | 計画段階配慮事項は、道路環境影響評価の技術手法を踏まえて適切に選定しました。方法書においても、省令及び知事意見、技術手法等に基づき、適切に検討いたします。 | I 全般的事項 1 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価（以下「調査等」という。）の手法については、「道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成10年6月12日建設省令第10号)」や本意見を踏まえ、適切に選定すること。また、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）には、最新の文献、データ及び知見を踏まえ、調査等を行う具体的な地域、地点及び期間等を記載するとともに、参考とした文献等や事業実施区域及びその周辺の地域概況の詳細な情報も記載すること。 |
| 2 全般的事項 | 全般手法 | | | 方法書には、文献調査を踏まえて具体的に調査手法、場所及び期間等を示してください。（生活環境課） | 方法書以降で必要に応じて記載します。 | |
| 3 全般的事項 | 全般具体化 | その地域の環境は、その地域の歴史や文化、人々の生活によって守られてきた結果、存在しているものと思います。配慮書冊子体を拝見させていただいて、静岡県西部の湖西連峰や引佐山地、愛知県東部の東三河地区や弓張山地一帯が、歴史的、文化的、自然的に地域にとってどのような場所なのか、どのように繋がっているのか、それらが現在の自然環境や人と自然との触れ合いや、景観とどのように関係しているのかといったことを想像することができず、従ってこの地域に道路を造ろうとする場合に、配慮すべき重要な環境や背景が何なのかがよく理解できませんでした。個々の要素の詳細は資料編（市民には公表されない）を見ればわかるのかもしれませんが、公に縦覧に供される冊子体を見る限り、自然や生活環境、人と自然との関わりへの十分な配慮を行うための「環境配慮書」と理解するには難しい内容になっていると感じました。全体として、配慮書の中の図が非常に見づらく、理解を困難にしている要因の一つと感じました。（吉崎会長） | 本配慮書は、国が作成した先行事例を踏まえ、同定度の内容で作成したものではありませんが、今後の方法書以降の作成では、極力分かりやすいものになるように努めます。 また、資料編としてお示ししたのものについても、方法書以降では、図書に加える予定です。 | | | |
| 4 全般的事項 | 全般具体化 | | | 案①から③の調査・予測・評価の結果が示されていますが、本県内のルートの北側部分は1つのルートに絞られています。この部分については、必ず事業の実施が及ぼす影響が生じることとなりますので、配慮書段階から影響の回避又は低減に向けた措置を検討してください。（生活環境課） | 具体のルートや構造等が決まっていないため、現時点では回避・低減に向けた措置の検討は困難です。ルートや具体的な構造を決めていく段階で配慮を検討します。 | |
| 5 全般的事項 | 全般具体化 | | | 配慮書には、文献調査によって作成された自然的状況及び社会的状況の概要が示されていますが、方法書には資料編としてもよいので、具体的な調査内容や方法書への記載内容の根拠（希少動植物の種名等）が分かる資料を添付してください。（生活環境課） | 方法書以降で必要に応じて記載します。 | |
| 6 全般的事項 | 全般具体化 | | | 各ルート案は地域森林計画対象民有林を通過することから、該当市の市町森林整備計画(森林法第10条の5)の内容を確認するとともに、これに配慮した開発計画とされたい。（森林保全課） | 今後、事業を進める中で、必要に応じて、検討します。 | |

| 事務局区分 | 細項目 | 委員意見 | 事業者見解 | 庁内関係課意見 | 事業者見解 | 答申案 |
|----------|--------------------------|--|--|--|---------------------------|-----|
| 7 全般的事項 | 全般 具体化 | | | 保安林については、水源のかん養、災害の防止等の公益的機能の維持増進を図るものであり、原則として他の用途への転用は行わないものとする事から、事業区域から避けるよう検討してください。 (森林保全課) | 今後、事業を進める中で、必要に応じて、検討します。 | |
| 8 全般的事項 | 全般 具体化 | | | 各ルート案にかかる地域森林計画対象民有林を管轄する農林事務所の長に立地調査依頼書を提出し、「静岡県林地開発許可基準及び全般的事項 第3章1(1)ア～カ」に該当する森林(=開発行為を避けるべき森林)を確認してください。 上記箇所は、原則として施行区域に含まないものとし、やむを得ず含める場合には、関係部局と十分協議を行い立地について同意を得る必要があることから、事業の位置・規模等の検討段階において、特に慎重に調査・検討してください。 (森林保全課) | 今後、事業を進める中で、必要に応じて、検討します。 | |
| 9 全般的事項 | 全般 具体化 | 工事に伴う作業道や作業ヤード等の設置計画はこれからですが、付帯工事における環境影響を本線工事と一体として配慮し、計画していく必要があると思います。(坂東委員) | 作業道や作業ヤード等の付帯工事についても、できる限り配慮して環境影響評価を行います。 | | | |
| 10 全般的事項 | 全般 具体化 全般へ | 自然、生活、社会情報が全て一枚の図で見られることは重要かつ必要かもしれませんが、そのために個々の要素の情報が曖昧となり、結果として非常に理解しにくい図になっていると感じます。生活環境として配慮すべき場所・内容、自然環境として配慮すべき場所・内容など、資料編に掲載されているような要素ごとの図が冊子体にも必要と感じます。更に、冊子体では自然環境の最も基本となる地形図や地形区分図、表層地質図、流域区分図などがなく、道路がどのような場所を通過しようとしているのか、どのような配慮の結果、何故このようなルートが計画されているのかを具体的に想像することが困難と感じました。(吉崎会長) | 本配慮書は、国が作成した先行事例を踏まえ、先行事例と同様の示し方としていましたが、今後の方法書以降の作成では、極力理解しやすいように、要素ごとの図なども掲載いたします。 また、資料編としてお示ししたものについても、方法書以降では、図書に加える予定です。 | | | |
| 11 全般的事項 | 全般 具体化 修正意見 全般へ | 現時点で詳細な評価ができない事はわかるが、※4のような文献は古すぎます。動物群ではこの時代と現在では分類も変わっています。静岡県のレッドデータブックなど動物・植物については2019、2020年があります。(秋山委員) | 自然的状況の動物・植物の把握では、P22に示すとおり、静岡県のレッドデータブックも活用しました。なお、今後は現地調査を行いますので、その結果も含めて環境影響評価を進めます。 | | | |
| 12 全般的事項 | 全般 具体化 修正意見 全般へ | 動物・植物の重要な種の生息地等については参照している資料が古いため、今後十分な調査をする必要があります。(岡田委員) | 動植物の生息又は生育の状況については、配慮書p21～23に示すとおり最新の既存資料も含め把握していますが、「動物・植物の重要な種の生息地等」については、これらの既存資料のうち、図上に詳しく分布域が示された資料のみを元に作成しています。 動物・植物については、今後の方法書以降の手續において、適切に調査・予測及び評価を行います。 | | | |
| 13 全般的事項 | 全般 意見の尊重 | | | 今後、方法書等は、「道路環境影響評価の技術手法」等に基づいて作成されると考えられますが、この地域ならではの地域特性を踏まえた環境影響評価を行うためにも、地方自治体の長、本県環境影響評価審査会委員及び住民からの意見を尊重してください。(生活環境課) | 方法書以降の手續きで適切に対応します。 | |
| 14 全般的事項 | 全般 意見の尊重 | 一般住民からの意見として、自然環境への懸念が多数あったという点に充分留意して進めてください。(坂東委員) | 一般住民からの意見についても配慮して環境影響評価手続を進めます。 | | | |

| 事務局区分 | 細項目 | 委員意見 | 事業者見解 | 庁内関係課意見 | 事業者見解 | 答申案 |
|----------|--------------------|--|---|--|--|--|
| 15 全般的事項 | 全般 ルート選定 | 配慮書ではルート帯が3案ありますが、環境アセスのどの段階で主に何を重視して決定するのか、考え方を方法書に記載してください。(森下委員) | 3ルート帯案の選定は、配慮書段階で実施いたします。ルート帯案の選定については、可能な限り環境に配慮しつつ、配慮書p12にお示した4つの政策目標を達成できるルートを選定します。 | 配慮事項に係る予測・評価の結果」からは、貴省の小委員会が承認した案①よりも案③の方が自然環境への影響は小さいように見受けられます。ルートによって、自然環境と生活環境に及ぼす影響の程度が異なると思われるので、2つの環境への影響を総合的に比較した上でルートを選定するとともに、方法書には、決定の過程がわかるような資料を添付してください。(生活環境課) | 事業実施による環境への影響を可能な限り考慮しつつ、政策目標を達成するルートを選定し、方法書に示します。 | 2 配慮書で示されたルート案には、自然公園、鳥獣保護区、重要湿地、希少な動植物の生息、生育地等の環境の保全上、重要な地域が存在し、また、保育所、小学校、中学校、社会福祉施設、病院等の環境の保全について配慮が特に必要な施設が存在することから、ルートの選定を含む事業計画の検討に当たっては、これらへの影響を極力回避又は低減すること。また、方法書にはルート選定の過程及び理由を記載すること。 |
| 16 全般的事項 | 全般 ルート選定 | | | ルートは、施工性や事業費と同じくらい環境影響についても検討の上選定を行い、その結果を方法書で示してください。(生活環境課) | 事業実施による環境への影響を可能な限り考慮しつつ、政策目標を達成する「ルート帯案」を選定し、その結果を方法書に示します。 | |
| 17 全般的事項 | 全般 ルート 構造 | | | 自動車の走行による大気質及び騒音について、工事車両及び開通後の道路の交通に起因する障害の防止に留意して調査、予測、ルート帯や道路構造の検討をお願いします。(県警交通規制課) | 今後の方法書以降の手續において、検討を行います。 | |
| 18 全般的事項 | ルート 水環境 生態系 | | | ルート案のいずれも自然公園及び鳥獣保護区(案②は重要湿地も)を通過する計画となっており、自然環境に影響を与える可能性があるとして評価されています。p.34において、トンネル構造で通過することを影響回避の一例として示されていますが、トンネル湧水により沢の減水等が生じる恐れもあります。具体的なルートや道路構造の決定には慎重な検討をお願いします。(自然保護課) | トンネル構造を採用する場合には、トンネル掘削が周辺環境に及ぼす影響等については、今後の方法書以降の手續において、必要に応じて項目を選定し、適切に調査・予測及び評価を行います | |
| 19 全般的事項 | 全般 ルート選定 | 道路の存在による動物の影響について、案③が①と②より小さいと評価していますが、その理由がわかりません。特に静岡県側と愛知県側それぞれで評価をすべきと思います。特にこの地域では、トウカイコガタスジシマドジョウ、ホトケドジョウ、トウカイナガレホトケドジョウ、アカザ、アユカケ、ウツセミカジカ、カワヨシノボリ、ビリンゴなど希少な魚類の生息地があり、案②、③ではこの様な生物が生息する河川や用水路を多数横断することから、案①よりも良いという根拠が必要です。(秋山委員) | 計画段階環境配慮書では、既存資料により詳細な位置が特定できた動物の重要な種の生息地を回避しているかどうかという観点で予測・評価を行いました。案①は生息地の一部を通過しますが、案②及び③のルート帯は、生息地を回避していることから、案②及び案③が案①と比べて小さいと評価しています。なお、今後は現地調査を行いますので、その結果も含めて環境影響評価を進めます。 | | | |
| 20 全般的事項 | 全般 ルート選定 | 同様の部分で案①～③共通項目として案②と③が案①より影響の程度が小さいと評価した理由を示して下さい。(秋山委員) | 案①は既存資料により詳細な位置が特定できた動物の重要な種の生息地の一部を通過しますが、案②及び③のルート帯は、回避していることから、案②及び案③が案①と比べて小さいと評価しています。別添資料のp.1をご確認ください。 | | | |
| 21 全般的事項 | 全般 ルート選定 生態系 | ルート帯は自然公園・鳥獣保護区・重要湿地を通過するため、今後計画を進める中で十分な調査を行って対応してください。工事による影響も懸念されますので十分考慮してください。(岡田委員) | 今後の方法書以降の手續において、必要に応じて適切に調査・予測及び評価を行います。 | | | |
| 22 全般的事項 | 全般 ルート選定 生態系 | 生態系の項目の案②ですが、重要湿地を通過しますとあります。具体的にどこの湿地かを示して下さい。葦毛湿原のことでしょうか。葦毛湿原だと案①の方がかかるような気がします。しかし、案①と②にはこの湿地のことが書かれていませので愛知県側の区間に存在するのでしょうか。湿原では生態系を構成する動物、植物が豊富に生息しています。それにもかかわらず、P37の動物の項目では①よりも②の方が動物への影響が小さいと書かれています。矛盾しています。いずれにしても具体的な記載が無いために判断できない状況です。(秋山委員) | 案②が通過する重要湿地は、愛知県側の天伯湿地です。なお、葦毛湿原は、いずれのルートでも通過いたしません。別添資料のp.2ご確認ください。湿原については、いただいたご意見のとおり、動物・植物が豊富に生息していることを踏まえて、生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境として生態系で検討を行いました。 | | | |

| 事務局区分 | 細項目 | 委員意見 | 事業者見解 | 庁内関係課意見 | 事業者見解 | 答申案 | |
|-------|-------|-----------|---|--|---|--|--|
| 23 | 全般的事項 | | | | | 3 本事業を進めるに当たっては、地域住民に対し、ルート選定をはじめとした本事業の計画概要と環境影響等について、参考とした文献等を用いてわかりやすく情報を提供するとともに、丁寧な説明を行うこと。 | |
| 24 | 大気環境 | 大気項目選定 | 自動車の走行による大気汚染・騒音などは動物・植物・生態系に影響を与える恐れがあると思われます。配慮事項として選定していない理由および今後の計画を進める上でどのように考えているか教えてください。また工事による影響も懸念されますので十分考慮してください。（岡田委員） | 計画段階配慮事項は、「道路環境影響評価の技術手法(平成25年、国土交通省)」に基づき、重大な影響を受けるおそれのある環境要素を選定しています。自動車の走行による大気汚染・騒音による動物・植物・生態系への影響については、必要に応じて検討します。なお、工事の実施による影響については、方法書以降で選定いたします。 | 自動車の走行による大気質及び騒音において、「道路構造を決定する段階において、できる限り影響を回避・低減する検討が可能です。」とありますが、道路騒音や振動を低減するため、具体例としてどのようなことを想定しているのですか。また、具体的な回避・低減の措置は、環境影響評価のどの段階で示されるか明確に示してください。加えて、方法書には、道路アセス省令別表1に基づき、建設機械の稼働による影響についても、調査の手法、時期、場所及び頻度等を示してください。（生活環境課） | 道路交通騒音・振動を低減するための環境保全措置については、今後、具体的なルート、構造を決定する段階で検討します。建設機械の稼働の影響要因にかかる調査手法等は、方法書において記載する予定です。また、具体的な回避・低減措置は、準備書の段階で示す予定です。 | II 個別事項 1 大気環境 本事業の工事中における建設機械の稼働や工事車両の通行及び供用開始後における車両の通行に伴う排気ガス、騒音及び振動による自然環境や生活環境への影響が懸念されることから、方法書においては、「大気質」、「騒音」及び「振動」を環境影響評価の項目として選定すること。 |
| 25 | 大気環境 | 大気振動質問 | | | 該当道路は、トラック等大型車両の市街地迂回通行を想定しており、大気環境として騒音のみ計画段階の配慮事項としているが、振動を対象外とした理由は何か。（環衛研） | 計画段階配慮事項は、「道路環境影響評価の技術手法(平成25年、国土交通省)」に基づき、重大な影響を受けるおそれのある環境要素を選定しています。なお、振動については、今後の方法書以降の手続において、必要に応じて項目を選定し、適切に調査・予測及び評価を行います。 | |
| 26 | 水環境 | 水環境流量水質濁り | 水環境が選定されていませんが、トンネルの掘削による河川の流量や水質の変化、工事に伴う濁水の発生等は考えられないのでしょうか。（今泉委員） | 計画段階配慮事項は、「道路環境影響評価の技術手法(平成25年、国土交通省)」に基づき、重大な影響を受けるおそれのある環境要素を選定しています。なお、計画段階配慮事項として選定しなかった項目については、今後の方法書以降の手続において、必要に応じて項目を選定し、適切に調査・予測及び評価を行います。 | 水環境が計画段階配慮事項に選定されていませんが、他事例を基に影響を予測し、調査すべき環境要素に選定することを検討してください。また、検討の結果、選定しなかった場合はその理由を記載してください。（水利用課） | 計画段階配慮事項は、「道路環境影響評価の技術手法(平成25年、国土交通省)」に基づき、重大な影響を受けるおそれのある環境要素を選定しています。なお、水環境については、今後の方法書以降の手続において、必要に応じて項目を選定し、適切に調査・予測及び評価を行います。 | 2 水環境 本事業のトンネル掘削等による周囲の河川の流量及び地下水の水位の変化や、工事に伴う濁水の発生等による水質の変化が農業用水等の利水や水生生物の生息環境に影響を及ぼすおそれがあることから、方法書においては、「水環境」を環境影響評価の項目として選定し、影響範囲を想定した上で調査地点を示すこと。 |
| 27 | 水環境 | 水環境利水 | 水環境の状況として、水源や湧水等は既存の資料だけでなく詳細に調べて、方法書以降に反映させていただきたいと思います。（斎藤委員） | 水源や湧水等については、今後の方法書以降の手続において、必要に応じて、適切に調査・予測及び評価を行います。 | 4.3配慮事項に関する調査・予測・評価の結果において、「弓張山地は、トンネル構造で通過するなどして環境への影響について極力回避を図ります。」と記述していますが、浜名湖西側では弓張山地を水源とする流域面積の比較的小さい河川が複数あり、ルート案はそれらの水源や河川を横断する計画となっています。このため、トンネル湧水等により水資源への影響が懸念されることを踏まえて、方法書では水文観測の基礎データを記載し、出来るだけ定量的な解析方法を検討してください。（生活環境課） | トンネル掘削が周辺環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続き並びに工事実施の各段階において、環境への影響をできる限り回避・低減するよう配慮し、必要に応じて環境保全措置を行います。 | |
| 28 | 水環境 | 水環境利水生態系 | | | 表3.2-1 (1) 社会的状況に「河川、湖沼・・・利用の状況」についての記載がありますが、本県区間は、トンネル工事が主となると思われ、事業の実施による地下水の水位への影響及びトンネル上部の自然環境への影響(乾燥化)が懸念されますので、方法書には、計画路線周辺の利水状況(飲料、農業用、工業用等)及び土地利用の状況(農地、森林等)を記載するようにしてください。（生活環境課） | 方法書以降で必要に応じて記載します。 | |

| 事務局区分 | 細項目 | 委員意見 | 事業者見解 | 庁内関係課意見 | 事業者見解 | 答申案 |
|-------|---------------------|-------------------|---|---|--|---|
| 29 | 水環境 水質 | 水環境 水質 水生態系 | 路面排水中には高濃度の亜鉛が含有していることが多数報告されています。発生源は、自動車タイヤ摩耗による粉塵、アスファルト粉塵やガードレール、道路標識柱等の建造物の腐食が原因とされ、降雨に伴い流出します。高濃度の亜鉛は水生生物への影響が懸念されている物質です。また、この地域は温暖な気候とのことですが、冬季の最低気温は氷点下であり、凍結防止剤等が散布される場合、どのように排水されるのでしょうか？河川の上流（源流）域に位置し、生態系や水源等複合的な影響が懸念されるため、どのような排水対策を行うのか示してください。（横田委員） | 路面排水の処理については未定ですが、事業計画を進める中で、そのような環境影響が明らかであれば、必要に応じて検討します。 | | |
| 30 | 水環境 | 水環境 具体化 | | | 2. 水質の測定地点及び環境基準について、具体的な地点の記載がないため内容の確認ができません。対象としている地点を示していただけませんか。（生活環境課） | 参考資料p. 45に記載していますので、確認願います。 |
| 31 | 地形及び地質 重要な地形及び地質 | 地形 具体化 | 重要な地形及び地質はルート帯の中にもありますが、どのような配慮で影響を及ぼさないようにするのか、考え方を方法書に記載してください。（森下委員） | 今後の環境影響評価手続きの中で、必要に応じて重要な地形及び地質の調査、予測及び評価を行います。また、その結果に応じて環境保全措置を検討する予定です。これらについては、今後の環境影響評価手続きの中でお示しします。 | | |
| 32 | 地形及び地質 重要な地形及び地質 | 地形 具体化 | 表層地質図が示されていますが、表層地質図では岩相しかわかりません。地質の成因なども読み取れるように、方法書には地質図も掲載してください。（森下委員） | 方法書以降の図書において、地質図の掲載を検討いたします。 | | |
| 33 | 地形及び地質 重要な地形及び地質 | 地形 具体化 | 「レッド・データ土壤」との表題の文献が引用されており、「チョコレート褐色土の属する暗赤色土壤群の成因についてはその保存は学術上極めて重要である。」と記載されています。土壤汚染対策とは異なる観点から、保全を目的としたものであると考えられますが、どのような配慮をするつもりなのか、考え方を方法書に記載してください。（森下委員） | 今後の環境影響評価手続きの中で、必要に応じて重要な地形及び地質の調査、予測及び評価を行います。また、その結果に応じて環境保全措置を検討する予定です。これらについては、今後の環境影響評価手続きの中でお示しします。 | | |
| 34 | 地形及び地質 重要な地形及び地質 | 地形 具体化 | | | 3. 重要な地形及び地質において、化石産地であることを記載されていますが、浜名湖周辺ではナウマンゾウ等の化石が発掘されており、学術的に貴重な地域です。このため、静岡県地学会の研究成果等を十分に踏まえるとともに、工事中に重要な化石が発見される場合もあるので、方法書では具体的な調査手法や評価の考え方を示してください。（生活環境課） | 方法書以降で必要に応じて記載します。 |
| 35 | 地形及び地質 重要な地形及び地質 | 地形 質問 | 重要な地形及び地質については、p 18に記載している「静岡県では、浜名湖、石灰岩・化石産地（洪積臥骨、哺乳類）、チョコレート褐色土等・・・」のことだと理解してよろしいでしょうか。（斎藤委員） | ご質問のとおり、重要な地形及び地質は、配慮書p18に記載している「静岡県では、浜名湖、石灰岩・化石産地（洪積臥骨、哺乳類）、チョコレート褐色土等」です。 | | |
| 36 | 動物・植物・生態系 | 動物・植物・生態系 一般論 | | | 静岡県自然環境保全条例に基づき、事業区域内に生息・生育する県レッドデータブック掲載種の生息・生育環境を保全いただけるような事業計画としてください。（自然保護課） | 今後の環境影響評価の中で、必要に応じて調査、予測及び評価を行い、その結果に応じて環境保全措置を検討することで、極力県レッドデータブック掲載種の生息・生育環境を保全する事業計画を検討します。 |
| | | | | | | 3 地形及び地質 事業実施区域及びその周辺には、蛇紋岩や石灰岩を由来とする特殊な土壌や、大型哺乳類等の化石が発掘された貴重な地域が含まれることから、方法書には、事業の実施が重要な地形及び地質に及ぼす影響を把握するための具体的な調査等の手法、場所及び時期を記載すること。 |
| | | | | | | 4 動物・植物・生態系 ア 事業実施区域及びその周辺には、静岡県レッドデータブックに掲載されている重要な動植物が多数生息、生育している上、蛇紋岩や石灰岩を由来とする特殊な土壌には地域特有の植生が成立している可能性があることから、方法書には、調査対象とする種を明示するとともに、生息、生育環境を把握するための具体的な調査等の手法、場所 |

| 事務局区分 | 細項目 | 委員意見 | 事業者見解 | 庁内関係課意見 | 事業者見解 | 答申案 |
|-----------------------|--------------------|--|---|---|--|---|
| 37 動物・植物・生態系 | 動物・植物・生態系 手法 | | | <p>道路の存在による動物において、重要な種の生息地等として、生息地の影響を予測及び評価していますが、今後の文献調査により、希少な動物の生息が確認された場合には、適切な場所、時期、手法及び頻度で現地調査を実施し、影響の回避又は低減に努めてください。また、準備書には、具体的な回避、低減するための環境保全措置を記載してください。（生活環境課）</p> <p>道路の存在による植物において、重要な種・群落の生育地等として、天然記念物及び巨樹・巨木林の影響を予測及び評価していますが、今後の文献調査により、希少な植物の生育が確認された場合には、適切な時期、手法及び頻度で現地調査を実施し、影響の回避又は低減に努めてください。また、準備書には、具体的な回避、低減するための環境保全措置を記載してください。（生活環境課）</p> | <p>今後の環境影響評価の中で、必要に応じて調査、予測及び評価を行い、その結果に応じて環境保全措置を検討します。</p> | <p>生育状況を把握するための具体的な調査等の手法、場所、時期及び頻度を記載すること。</p> <p>イ 「豊橋市街地と二川市街地の中間を通過するルート」には、県指定天然記念物であるトキワマンサクの北限群生地が存在していることから、事業の実施が群生地に及ぼす影響を回避すること。</p> |
| 38 動物・植物・生態系 動物 | 動物・植物・生態系 一般論 | 候補のいずれのルートに決まっても、浜名湖県立自然公園やいくつもの鳥獣保護区を通過することになります。左記を通らないルートが望ましいですが、この段階での再検討は難しいと思われるので、動物の生息への影響があると予測されます。動物の移動を妨げない、移動場所の確保等に配慮して計画を進めてください。河川、湿地や湖沼、その近辺を通過する場合は、水の流れの分断や遮断で動物の生息が脅かされないように設計してください。（坂東委員） | 具体的なルートの位置や道路構造については未定ですが、動物の移動場所の確保等や、水の流れの分断等で動物の生息が脅かされないように、極力環境に配慮し、検討を行います。 | | | |
| 39 動物・植物・生態系 動物 | 動物・植物・生態系 具体化 | 道路の存在による動物の項目で案①で、特定できた動物の重要な種の生息地を一部通過するものの・・・とありますが、具体的にどの動物で生息地の一部はどこを指すのか示して下さい。（秋山委員） | 別添資料のp.1をご確認ください。なお、今後は現地調査を行いますので、その結果も含めて環境影響評価を進めます。 | | | |
| 40 動物・植物・生態系 動物 | 鳥類 具体化 | 詳細な位置を特定できる文献情報を得られなかったとありますが、地元で活動する鳥類保護団体等への聞き取りを早い段階で行い、現在の鳥類の生息状況をなるべく把握したうえで最終ルート決定にあたっていただきたいです。文献資料に挙げられている種の現在の生息の有無については、きちんと調査をしてください。（坂東委員） | 今後の環境影響評価の中で、地域の専門家等からご助言をいただきつつ、鳥類の現地調査を進めます。 | | | |
| 41 動物・植物・生態系 植物 | 植物 一般論 | ルート帯は巨樹・巨木林を通過するため、今後計画を進める中で十分な調査を行って対応してください。（岡田委員） | 今後の環境影響評価手続きの中で、自然環境保全基礎調査で選定されている「巨樹・巨木林」の位置についても把握して対応します。 | | | |
| 42 動物・植物・生態系 植物 | 文化財 植物 天然記念物 | | | 案①のルート帯に含まれる県指定天然記念物トキワマンサク北限群生地について、静岡県文化財保護条例第33条により、現状の変更、あるいは保存に影響を及ぼす行為を行う場合は知事の許可が必要となります。影響を低減するのみでは不十分であり、回避するよう検討してください。（文化財課） | 具体的なルートの位置や道路構造については未定ですが、今後それらを決定する段階においては、環境への影響にできる限り配慮した検討を行います。 | |
| 43 動物・植物・生態系 植物 | 植物 具体化 質問 | 表3.1-1(3)の2. 植物において、静岡県及び愛知県で選定されている「重要種の例」として挙げられた種は、どのような基準で選ばれて記述されているのでしょうか？本当に配慮すべき重要種の例として挙げられていますか？それとも、重要種の中から特に意図することなく、例として挙げられた種でしょうか？教えてください。（吉崎会長） | 表3.1-1(3)でお示しした重要な種は、配慮すべき重要種の例として記載したものではありません。 | | | |

| | 事務局区分 | 細項目 | 委員意見 | 事業者見解 | 庁内関係課意見 | 事業者見解 | 答申案 |
|----|------------------|------------|--|---|---|--|---|
| 44 | 動物・植物・生態系 生態系 | 動物 水生生物 | | | 本県ルートの大抵は、トンネル及び橋梁となると思われるが、それらの工事中及び完了後において、雨水やトンネル湧水が近隣の河川に排水されることが考えられることから、 <u>道路の存在による生態系については、水生生物の生態系についても調査、予測及び評価を実施してください。</u> （生活環境課） | 今後の環境影響評価の中で、必要に応じて調査、予測及び評価を行い、その結果に応じて環境保全措置を検討します。 | |
| 45 | 動物・植物・生態系 生態系 | 質問 | 図3.2-1の、村櫛海水浴場の北方向の浜名湖上、道の駅 潮見坂の西方向の洋上に重要湿地のマークが付いていますが、湿地でしょうか。（斎藤委員） | いずれも環境省が選定した「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」を示しています。村櫛海水浴場の北方向の浜名湖上の地点は「浜名湖」、道の駅潮見坂の西方向の洋上の地点は「遠州灘海岸」です。なお、各プロット位置は、当該資料で示されているプロット位置です。当該資料によると「絶滅危惧種の保全等に留意し、おおよその代表地点を示したもの」とされています。 | | | |
| 46 | 動物・植物・生態系 動物 | 修正 | 79、80の資料の発行元は日本野鳥の会静岡支部ではなく、「静岡の鳥編集委員会」ですので、訂正してください。（坂東委員） | 方法書以降の図書で修正いたします。 | | | |
| 47 | 文化財 | 文化財 名勝 | | | 県指定名勝浜名湖が図中に点で示されていますが、実際は浜名湖北、沿岸部を含む広範囲が名勝として指定されています。図上に範囲で示すべきと思われます。（文化財課） | 方法書以降に掲載します。 | |
| 48 | 景観 | 景観 その他 | | | 「三ヶ日みかん」は本県を代表する農産物の一つであり、営農及び地域独自の景観資源への影響が大変大きいことから、 <u>一般住民からも多くの意見が挙げられています。</u> 本計画による、営農環境及び景観への影響については、地元農業者への説明を十分にするとともに、 <u>具体的な対応策を示してください。</u> （農地計画課） | 今後、事業を進める中で、必要に応じて、関係機関等と調整を図ります。 | 5 景観 事業実施区域及びその周辺は浜名湖、丘陵、田園地帯及び遠州灘の沿岸等と一体となった美しい自然景観を有し、名勝「浜名湖」として指定されており、多くの人々から親しまれている。また、「三ヶ日みかん」の栽培が行われているという地域独自の景観を形成していることから、方法書には、事業の実施が景観に及ぼす影響を把握するための具体的な調査等の手法、場所、時期及び頻度を記載すること。 |
| 49 | 景観 | 景観 調査手法 | | | 景観に関わる参考文献として、以下の2つを追加してください。 ・ふじのくに景観形成計画（平成29年3月 静岡県） ・浜名湖景観形成行動計画（令和2年3月 浜名湖広域景観推進会議）（景観まちづくり） | 方法書以降で必要に応じて記載します。 | |
| 50 | 廃棄物 | 廃棄物 一般論 | | | <u>廃棄物や建設発生土など計画段階配慮事項として選定されていない環境要素があるように思われますが、方法書以降の手続き（計画熟度が高まった段階）において検討の対象とする、ということでしょうか。</u> また、 <u>廃棄物や建設発生土の排出及び再資源化に際し、今後どのように予測・評価するのか、方針について御教示ください。</u> （技術調査課） | 今後の方法書以降の手続において、必要に応じて検討を行います。 | 6 廃棄物等 建設発生土及び建設汚泥等の建設副産物は、可能な限り再利用に努め、環境負荷の低減を図る必要があることから、方法書においては、「廃棄物等」を環境影響評価の項目として選定すること。 |
| 51 | その他 | その他 | | | | | 7 その他 事業実施区域及びその周辺には、史跡、遺跡、古墳群等が多数確認されている上、埋蔵文化財包蔵地が広く分布していることから、事業計画の検討に当たっては、これらの史跡等の存在に配慮すること。 |
| 52 | 廃棄物 | 廃棄物 一般論 | | | トンネル等工事に当たり発生する土砂等について、発生量や対策土の発生見込み、またその処理方法についても、今後の環境影響評価手続きにおいて、示されたい。（生活環境課） | トンネル掘削土については建設副産物であることから、他工事での活用を想定していますが、今後の環境影響評価の中で、廃棄物及び建設発生土に関する調査・予測・評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討します。また、建設発生土等については、できる限り再利用することも検討します。 | |

| 事務局区分 | 細項目 | 委員意見 | 事業者見解 | 庁内関係課意見 | 事業者見解 | 答申案 |
|-------|-----------|---------|--|--|--|--|
| 53 | その他 | 一般論協議等 | | | 事業予定地には農用地が多く存在することから、市農政担当部局及び市農業委員会と周辺農業への影響の有無について、調整を図ってください。（農地利用課） | 今後、事業を進める中で、必要に応じて、関係機関等と調整を図ります。 |
| 54 | その他 | その他協議等 | | | ルート案①の一部で砂防指定地を跨ぐ可能性があることから、砂防指定地とルート案との関係性がわかる図面や配慮について、方法書に記載してください。また、砂防指定地にかかる場合は、砂防指定地内行為許可申請等を適切に行ってください。（砂防課） | 方法書以降で必要に応じて記載します。また、砂防指定地にかかる場合は、事業を進める中で、必要に応じて、関係機関等と調整を図ります。 |
| 55 | その他 | その他協議等 | | | 浜松湖西豊橋道路は、県が管理する日比沢川、西神田川などの都田川水系の河川を渡河する計画となっています。当該道路からの雨水の排水が、各河川の流域を変更して流出するなどの場合には、必要な治水対策をお願いします。（河川企画課） | 今後、事業を進める中で、必要に応じて、検討します。 |
| 56 | その他 | その他協議等 | | | 浜松湖西豊橋道路を建設・造成に伴い、雨水の流出が増加する場合は、調整池等の計画を検討されたい。（河川企画課） | 今後、事業を進める中で、必要に応じて、検討します。 |
| 57 | その他 | その他協議等 | | | 上記の流出抑制対策に加えて、流域治水の考え方にに基づき、更なる雨水貯留施設対策を検討されたい。（河川企画課） | 今後、事業を進める中で、必要に応じて、検討します。 |
| 58 | 動物・植物・生態系 | その他協議等 | | | 事業地の一部が浜名湖県立自然公園（第3種特別地域、普通地域）、鳥獣保護区を通過する計画となっているため、事前に自然保護課と協議願います。（自然保護課） | 今後、事業を進める中で、必要に応じて、関係機関等と調整を図ります。 |
| 59 | その他 | その他追加調査 | 事業の実施が災害を引き起こす可能性について検討する材料とするため、対象地域における過去の災害の発生状況についても調べてください。（今泉委員） | 防災に関しては、今後、事業を進める中で必要に応じて、検討します。 | | |
| 60 | その他 | その他追加調査 | 事業実施想定区域およびその周囲には、「風力発電所」や「太陽光発電設備」はありませんか。情報として記載したほうがよいかと思えます。（斎藤委員） | 今後の環境影響評価手続の中で、必要に応じて、「風力発電所」や「太陽光発電設備」の情報を把握していくようにします。 | | |
| 61 | その他 | その他追加資料 | 6-11p.のアンケートは道路を造る視点からのアンケートであると理解しましたが、6-11p.に記述されているアンケートの結果の記述と、39-41p.に記述されているアンケートの結果の記述のレベルがあまりに違い過ぎており、39-41p.のほうは、一般住民から数百件の意見が出ているのに、非常に大雑把にまとめられているように感じ、具体的にどのような意見が提出され、市民が具体的にどのようなことを心配しているのかを知ることが出来ませんでした。このアンケートは現在のルート案を示して実施されたアンケートでしょうか？それとも一般論として「道路を造る場合にはどのような配慮が必要と思うか？」ということを実施されたものでしょうか？具体的なアンケートでの質問事項なども教えてください。いずれにしても審査会への具体的な説明を求めます。（吉崎会長） | これらのアンケートは、国が実施した計画段階評価の中で行われたものです。どちらのアンケートも、同様のアンケート資料を用いたもので、アンケートには配慮書と同様の3ルート帯案を示しています。なお、計画段階評価の第2回アンケートを、配慮書の案に対する一般からの意見聴取としています。具体的な質問内容につきましては、別添資料のp.3をご確認ください。 | | |
| 62 | その他 | その他修正 | | | 項目12において、「文化財保護法第九十九条第一項の規定により指定された名勝又は天然記念物、…」とありますが、「…指定された史跡、名勝又は天然記念物、…」と修正してください。「…同法第九十二条第一項に基づいて指定された埋蔵文化財」とありますが、「…同法第九十三条第一項に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地」と修正してください。また、同項目において「両県において、埋蔵文化財が多数分布しています。」とありますが、「…、周知の埋蔵文化財包蔵地が…」に修正してください。（文化財課） | 方法書以降で必要に応じて記載します。 |

